

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	27 件
国民年金関係	22 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	27 件
国民年金関係	15 件
厚生年金関係	12 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から52年3月まで

A社会保険事務所に昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料の納付記録について照会申出書を提出したところ、納付の事実が確認できなかったとの回答があった。53年3月ごろにB区役所で加入手続をした時、2年間さかのぼれると聞いて2年分の保険料約4万円を一括して納付した記憶がある。申立期間が未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和53年3月ごろにB区役所で国民年金の加入手続を行った際、区役所の職員から2年間さかのぼって国民年金保険料を納付できると聞いたので、2年分約4万円を一括して納付したと申立てしているところ、その保険料額は昭和51年度の保険料額1万6,800円と52年度の保険料額2万6,400円を合計して4万3,200円となり、申立人の主張する約4万円にほぼ一致する上、保険料はその妻に依頼して当時居住していたC団地内にあるD銀行（現在は、E銀行）で納付したとする主張は具体的で不自然さはない。

また、社会保険庁の国民年金被保険者台帳により、申立人の国民年金手帳が昭和53年4月25日に交付されていること、及び53年5月に昭和52年度の国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できることから、過年度納付が可能な申立期間である51年度についてあえて納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立期間は12か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年10月から同年12月まで

申立期間当時は、兄弟で同居し、婦人靴の製造をしていた。昭和46年9月にA区B地から同区C地へ引っ越したので、申立期間の保険料は、自宅近くのA区役所D出張所で兄弟3人分を一緒にまとめて納めた。当時は納付書で3か月ごとに納め、保険料は1,350円だったと思う。申立期間について、一緒に保険料を納めていた兄と弟が納付済みになっていて、私の分だけ未納となっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付場所、納付方法、納付金額等を具体的に記憶しており、申立内容は基本的に信用できる。

また、申立期間当時、申立人と同居し一緒にまとめて納めていたとする兄弟の国民年金保険料は納付済みである上、申立人の弟は、保険料を兄弟分まとめて一緒に納めていたと証言していることから、申立期間について、申立人の保険料のみが未納となっていることは不自然である。

加えて、申立期間は3か月と短期間であり、かつ、申立期間以外は未納が無いなど、申立人は国民年金保険料の納付意識が高いことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 44 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
年金番号 :  
生年月日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和 44 年 4 月から同年 6 月まで

私は昭和 44 年 5 月に結婚し A 県から B 市に転居し、B 市 C 出張所で転居手続を行うとともに、昭和 44 年度第一期分の国民年金保険料を納付書により窓口で納付した。しかし、申立期間当時は、結婚し新しい土地に転居してきたこともあって、後日、国民年金手帳で同期間の保険料を重複して納付してしまった。平成 20 年に保険料の還付請求をしたが、重複納付の事実は確認できないとのことで請求は拒否されてしまい、納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 44 年 7 月 17 日に B 市 C 出張所において A 県から B 市への転居手続を行うとともに、同出張所備え付けの納付書によって昭和 44 年度第一期分の国民年金保険料を納付したが、後日、国民年金手帳で同期分の欄に検認印が無かったために再度保険料を納付してしまったと主張しているところ、申立人は保険料納付を裏付ける 44 年 7 月 14 日付け「国民年金保険料納入通知書兼受領証書」を所持しており、また、申立人の国民年金手帳には 44 年 4 月、同年 5 月及び同年 6 月分の保険料納付を示す同年 7 月 23 日付け検認印が押印されている。このことから、申立期間当時、申立人が結婚及び転居の忙しさから、無意識のうちに保険料を重複して納付してしまったという申立てに不自然さは見られない。

また、申立人は国民年金保険料を完納しているほか、厚生年金保険との

切替え、資格変更手続も適切に行っており年金に対する意識の高さがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から40年3月まで

昭和47年7月5日にA市役所B出張所発行の納付書によりC郵便局で、37年3月から40年3月までの国民年金保険料をさかのぼって納付した。ところが、社会保険庁の記録では、申立期間が未納となっており、同期間が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年7月5日に第1回特例納付で37年3月から40年3月までの国民年金保険料をさかのぼって納付したとしているところ、申立人が所持する納付書・領収証書には、納付期間が「37年3月分から40年3月分 3年1月間」と記載されており、当時未納であった期間が正しく記載されているにもかかわらず、A市役所職員が、本来3年1か月分1万6,650円であるべき保険料額を納付月数2年1か月分1万1,250円と誤って算出したため、申立人は2年1か月分を特例納付した場合に相当する金額に基づいて納付を行ったものと考えられる。

また、当時、申立人が申立期間を含む未納保険料すべてを納付する意思を有していたことは明らかであり、納付した金額に不足があれば、その差額は当然納付していたものとするのが自然であるとともに、申立期間は12か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年7月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年7月から41年3月まで  
② 昭和61年6月から平成2年7月まで

申立期間①について、実家で両親、元妻及び妹とともに生活し、父のもとで家業の人形職人をしていた。仕事場兼自宅に町内会の役員が来て、両親及び私の国民年金保険料を集金により納付していた。両親の保険料は納付済みとなっているが、私の記録は未納となっている。

また、申立期間②について、自宅で人形職人をしており、亡妻が会社勤めの合間に保険料を納付してくれていたはずである。

申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、同居していた両親の国民年金保険料と一緒に町内会役員の集金により保険料を納付していたとすると、申立人の申立期間の前後の保険料は納付済みであるとともに、申立期間の前後を通じて住所や仕事等の生活状況に大きな変化が無く、両親の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、申立人の保険料のみが未納となっているのは不自然である。また、申立人は集金人の名前、職業及び父との関係を憶えているなど、申立人の記憶は詳細かつ具体的であり、当時の状況とも一致することから、申立内容は基本的に信用できる。

一方、申立期間②について、会社勤めをしていた妻が、仕事の合間に金融機関で国民年金保険料を納付してくれていたと主張しているが、保険料を納付したとする妻は既に他界している上に、申立人は国民年金保険料納

付に直接関与しておらず、かつ、申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いため、申立期間②の国民年金保険料の納付状況は不明である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 7 月から 41 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月から41年3月まで

私は、申立期間の国民年金について、私の両親が国民年金の加入手続をしてくれて保険料も納付してくれたと記憶している。今回、社会保険事務所の不手際の問題で調査したところ、納付記録が確認できなかった。私の両親が保険料を納付したので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母から申立人が結婚するまでは母が負担するからと言われ、母が国民年金の加入手続と国民年金保険料を納付してくれたと主張しているところ、申立人の母及び申立人の母が申立人と同様に保険料を納付したとする同居のその兄の保険料は納付済みであることから、申立人の申立内容には信憑性<sup>しんぴようせい</sup>が認められる。

また、申立人は、国民年金保険料の納付について、A区役所の職員が集金に来て判子を捺して行ったのを覚えているとしているところ、A区では、職員が各家庭を訪問し保険料の徴収を行っていたとしている。

さらに、申立人の国民年金保険料について、申立期間以外に未納は無く、保険料の納付意識は高かったものと認められ、かつ、申立期間は10か月間と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から同年8月までの期間及び44年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年7月から同年8月まで  
② 昭和44年1月から同年3月まで

私は、結婚した後に夫の母から国民年金の加入を勧められ、A区役所で国民年金の加入手続を行って以来、国民年金保険料を納付してきた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①の国民年金保険料について、申立人は、最初は納付の方法が分からないのでA区B出張所の職員に聞いて印紙をその場で貼ったが、その後は、集金人から印紙を購入して手帳に貼った記憶があるとしているところ、A区では、保険料を徴収する職員が家庭を訪問して、その場で印紙を購入してもらい検認する方法、又は手帳を区役所か出張所に持参して保険料を納付する方法がとられていたとしていることから、申立人の主張に信憑性が認められる。

また、申立期間②のうち昭和44年2月及び同年3月の国民年金保険料は、社会保険庁のオンラインでは納付記録が未納になっているが、社会保険庁の特殊台帳及びC町の被保険者名簿では納付済みとなっている上、申立人が所持している国民年金手帳においても納付済みの検認印があるなど、社会保険庁の台帳の記録に齟齬がみられる。

さらに、申立期間①及び②を合わせても5か月間と短期間であり、申立人は、国民年金保険料について、申立期間以外に未納は無く、厚生年金保険から国民年金への切替も適切に行っており、しかも付加保険料を納付するなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月から43年3月まで

私は、家計の切り盛りをし、夫の国民年金保険料等を納めてきた。A区B支所で国民年金の加入手続をして以来、同支所の窓口で夫の分も含め二人分の保険料を納付してきた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料について、A区B支所で国民年金の加入手続をした後、A区からハガキがきて区役所の言うまま2年間分の保険料を納付したと主張しているところ、A区B支所で当時国民年金の加入手続を行っていたことが確認できるとともに、2年間分の保険料は時効にかからない限度であると推認できることから申立人の主張に不自然さはみられない。

また、申立人の納付記録は、すべて現年度納付により納付されており、2年間分の国民年金保険料は申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された時点で納付可能な昭和41年4月から43年3月までの保険料と考えられる。

さらに、申立人の国民年金保険料について、申立期間以外に未納は無く、平成10年4月以降の保険料は前納しており、納付意識は高かったものと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和41年3月の国民年金保険料は、時効により納付することができない上、保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から43年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年1月から39年3月までの期間及び60年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年1月から39年3月まで  
② 昭和60年1月から同年3月まで

私は、申立期間①について、養子となり姓がAからBになった際、義母が昭和39年11月ころ、C市役所で国民年金の加入手続をし、保険料も納付してくれた。結婚後の申立期間②について、家計の切り盛りをしていた妻が二人分の保険料を納付した。妻の保険料が納付済みとなっているのに私の保険料が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、義母がC市役所で国民年金の加入手続を行った際、20歳からの国民年金保険料が未納であると言われ、2年6か月分の保険料を納付したと主張しているところ、申立人の妻が、その母から申立人の20歳からの保険料を納付してきたと聞いていると証言するとともに、C市役所では過年度納付書を発行していたとしていることから、国民年金の加入手続をした後の昭和40年4月13日に昭和39年度の保険料を現年度納付した際、時効にかからない38年1月から39年3月までの保険料についても納付したと考えられる。

一方、申立期間のうち、昭和37年1月から同年12月までの国民年金保険料は、時効により納付できない上、保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人は、家計の切り盛りをしていた申立人の妻が国民年金保険料を納付し、昭和 57 年 4 月 7 日からは銀行からの口座振替により妻の分を含め保険料を納付してきたと主張しているところ、申立人及び申立人の妻の D 市の被保険者名簿には、57 年 4 月 7 日から銀行からの口座振替開始と記載されており、しかも口座振替の口座番号が同一であるなど、夫婦二人分の保険料を引き落とししたものと認められ、納付日が確認できる納付記録においても申立人とその妻の保険料は同日に納付されていることなどから、申立人の妻の保険料が納付済みとなっているのに申立人の保険料が未納となっていることは不自然である。
- 3 申立人は、申立期間以外に国民年金保険料の未納は無く、保険料を銀行からの口座振替にし、しかも平成 10 年 4 月以降は前納で保険料を納付するなど、保険料の納付意識は高かったものと認められる。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 38 年 1 月から 39 年 3 月までの期間及び 60 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から同年 9 月までの期間、37 年 7 月から同年 9 月までの期間及び 58 年 4 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 8 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 9 月まで  
② 昭和 58 年 4 月から 60 年 3 月まで

国民年金制度が始まった当初、A 区役所の職員が国民年金の勧誘に来たので加入した。申立期間①の保険料は、B 駅近くの C で市役所の出張相談があった際、保険料を納付した。また、申立期間②の保険料は、D 市役所か E 銀行 F 支店で保険料を納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は B 駅近くの C で行っていた年金相談で国民年金保険料を申立人の夫の分と合わせ約 5 万円納付した記憶があるとしているところ、申立人の夫は、申立期間のうち昭和 36 年 4 月から同年 9 月までの期間の保険料を特例納付しており、同期間の特例納付保険料の二人分は 4 万 8,000 円であるなど保険料の額はおおむね一致する。

また、申立期間のうち、昭和 37 年 7 月から同年 9 月までの期間については、申立人及びその夫の国民年金手帳には 39 年 10 月 6 日に<sup>過</sup>と記載されており、申立人の夫の保険料は納付済みとなっているにもかかわらず申立人の保険料は未納となっているなど、行政機関の記録管理に<sup>かし</sup>瑕疵がみられる。

2 申立期間②について、申立人は、会社を辞めた後の昭和 58 年 8 月上旬に会社からもらった手帳を持って D 市役所の窓口で国民年金の切替手

続を行ったと主張しており、申立内容に信憑性<sup>しんびょうせい</sup>が認められる。

さらに、家事一切を切り盛りし国民年金保険料は夫婦二人分を納付してきたと主張しているところ、申立人の夫が納付済みとなっているのに申立人の保険料が未納となっているのは不自然である。

- 3 申立人の国民年金保険料は、申立期間以外に未納は無い。
- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から同年 9 月までの期間、37 年 7 月から同年 9 月までの期間及び 58 年 4 月から 60 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年4月から同年10月まで

昭和36年にA町（現在は、B市）で国民年金に加入した。その後上京し、会社勤めをするので郷里の母親から国民年金手帳を送ってもらい、C区D支所で国民年金の住所変更手続きを行い、後日、未納となっていた期間の国民年金保険料を納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年にA町で国民年金に加入し、その後、上京して会社勤めをするので、郷里の母親から国民年金手帳を送ってもらい、C区D支所で国民年金の住所変更手続きと未納期間の国民年金保険料を納付したとすると、申立人が所持する国民年金手帳には、40年1月11日にA町からC区に住所を変更し、同月16日に国民年金の被保険者資格を喪失したことが記載されていることから、申立内容は基本的に信用できる。

また、申立期間は7か月と短期間である上、住所変更手続きをした時点では、申立期間は現年度で納付することが可能であり、申立人は、あらかじめA町役場に現住所地のC区で国民年金保険料を納付できることを問い合わせたこと、国民年金保険料を納付したのは夜勤明けの日であり、C区D支所で未納分をまとめて納付し領収書を受け取ったこと等を具体的かつ鮮明に記憶しており、かつ納付場所等は当時の状況と符合していることから、申立てに不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から56年3月までの期間及び61年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から40年3月まで  
② 昭和55年4月から56年3月まで  
③ 昭和61年3月

申立期間①については、昭和36年ころ夫が国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれた。申立期間②及び③については、A市で焼き肉店を経営しており、B金庫C支店又はD銀行E支店の人が店の売上げと一緒に国民年金保険料も集金しており、領収書をもらった記憶もある。申立期間①、②及び③が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②及び③について、申立人はA市で焼き肉店を経営し、売上金の集金に来たB金庫等の職員を通じて国民年金保険料を納付したとしているところ、A市の国民年金被保険者名簿では、申立人は申立期間②中の昭和55年5月にF区からA市に住所変更を行ったことが確認できることから、申立期間②及び③の国民年金保険料の納付書が発行されていたと推測でき、申立人の主張に不自然さはみられない。

また、社会保険庁の記録では、申立人は、昭和40年4月から60歳になる平成10年11月まで、申立期間②及び③を除き国民年金保険料を納付済みであり、納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立期間③は1か月と短期間である。

2 一方、申立期間①について、申立人の国民年金の加入手続及び国民年

金保険料を納付したとする申立人の夫は既に他界しており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 41 年 2 月ころ払い出されており、申立人が所持する領収証書から、申立人は 41 年 5 月 4 日に 40 年 4 月から 41 年 3 月までの期間の保険料を過年度納付していることが確認できることから、申立人は、このころに国民年金の加入手続を行ったと推認でき、払出日からすると、申立期間の一部は時効により納付できず、申立人の別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの期間及び 61 年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年6月まで

昭和36年ころ、近所の人に勧められ夫婦で国民年金に加入した。最初は私だけ国民年金保険料を納付していたが、その後、夫の分も一緒に納付するようになった。申立期間当時は家で洋服の仕立てをしており、生活に苦しい中で家計をやりくりして近所の集金人に保険料を納付した記憶があるので、未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入後、近所で国民年金保険料の集金人に、申立期間の保険料を納付したとしているところ、申立期間当時申立人が住んでいたA市では、国民年金保険料の納付組織があったことがA市広報や申立人の隣人の証言から確認できることから、申立人の主張に不自然さは見られない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和36年1月11日に申立人夫婦及び申立期間当時申立人と同じ敷地内に住んでいた申立人の兄夫婦と連番で払い出されており、申立人の兄夫婦は申立期間の国民年金保険料は共に納付済みとなっている。

さらに、社会保険庁の記録では、申立人の夫は、申立期間後で申立人が厚生年金保険に加入していた昭和39年4月から納付を始めており、申立人の被保険者台帳には、同年4月から42年12月までの国民年金保険料が還付された記録があることから、申立期間後に夫の分も一緒に納付を始めたとする主張を裏付けている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から同年 3 月まで

20 歳になった昭和 37 年に国民年金に加入し、父親が私と母親の国民年金保険料と一緒に納付してくれていた。父親はきちんとした人だったので、申立期間が未納であることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳となった昭和 37 年 5 月から結婚した 46 年 11 月までは、申立人の父親が申立人と申立人の母親を含めた家族 3 人の国民年金保険料を納付したとしているところ、社会保険庁の記録では、申立人の父親及び母親は、共に申立期間を含み、36 年 4 月から 60 歳に到達する 48 年 7 月及び 51 年 3 月までの期間の国民年金保険料を完納しており、申立人の申立期間のみが未納となっているのは不自然である。

また、申立期間は 3 か月と短期間である上、申立人は、60 歳になるまで申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったと認められる。

さらに、申立人は、昭和 46 年 11 月に結婚し、この時期から任意加入被保険者となるはずであるが、社会保険庁の記録では、申立人の夫の厚生年金保険加入時期の 44 年 12 月から任意加入被保険者となっており、記録管理に過誤がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月から同年 3 月まで

昭和 48 年 1 月ころ A 市役所で国民年金の任意加入手続を行い、3 か月分の国民年金保険料を納付した。その後、資格喪失手続を行ったが、申立期間の保険料は納付したので、未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 48 年 1 月に A 市役所で国民年金の任意加入手続を行い 3 か月分の国民年金保険料を納付した後、任意加入被保険者の資格喪失手続を行ったとしているところ、申立てのとおり、社会保険庁の記録では、申立人は 48 年 1 月 17 日に国民年金に任意加入し、同年 4 月 21 日に資格喪失していることが確認でき、申立人が所持している国民年金手帳にも、申立人が同期間、国民年金に任意加入していたことが記載されている。また、申立人が納付したとする保険料額、納付場所等は、当時の状況と符合しており、申立内容には信憑性<sup>びよう</sup>があると認められる。

また、申立期間は 3 か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間中は国民年金保険料をすべて納付済みであり、平成 4 年 4 月からは前納をしているなど、保険料の納付意識の高いことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成 11 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月から同年 6 月まで  
② 平成 11 年 7 月

申立期間①については、昭和 55 年 2 月に自宅が火事で全焼したので、国民年金保険料の納付を免除してもらい、後日、保険料を追納した。また、申立期間②については、60 歳になる前の 1 か月であるが、60 歳まで保険料を納付した。申立期間①及び②が未納であるのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については 1 か月と短期間であり、申立人は、国民年金制度が始まった昭和 36 年 4 月から 60 歳に到達するまで、申立期間①及び②を除き国民年金保険料を納付しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

2 申立期間①について、申立人の自宅は昭和 55 年 2 月に火事で全焼したことが確認できるが、社会保険庁の被保険者台帳では、56 年 4 月の欄にいったん免除の印が押されたものの訂正され、同年 7 月の欄にあらためて免除の印が押されている。当時、免除申請を行った場合、免除の始期は、国民年金保険料の納付期限内までしかさかのぼれなかったことから、申立人が免除申請をした時期が遅れたため、免除の始期が同年 4 月にさかのぼれず、同年 7 月になったことが考えられる。

また、申立期間①の後で国民年金保険料を免除されている期間は、昭和 58 年 12 月に追納しているが、この時点では申立期間①は、時効で納付できない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 11 年 7 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 37 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 37 年 7 月から 38 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月から同年 3 月まで  
② 昭和 37 年 7 月から 38 年 3 月まで  
③ 昭和 56 年 4 月から同年 6 月まで

申立期間①及び②については、父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も納付してくれた。また、申立期間③については、昭和 55 年 2 月に自宅が火事で全焼したので、国民年金保険料の納付を免除してもらい、後日、保険料を追納した。申立期間①、②及び③が未納であるのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は、その父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 39 年 3 月 21 日に払い出されており、申立期間①と②の間の 37 年 4 月から同年 6 月までの期間は過年度納付したと考えられることから、その前後の期間で払出日からすると過年度納付が可能な申立期間①及び②が未納であるのは不自然である。

また、申立期間①は 3 か月、②は 9 か月と短期間であり、国民年金保険料を納付したとする申立人の父親は貸家を所有するなど、経済的に保険料を納付できない事情はみられない。

2 申立期間③について、申立人の自宅は、昭和 55 年 2 月に火事で全焼したことが確認でき、申立人は 55 年 4 月から 56 年 3 月までは国民年



金保険料を免除されているが、社会保険庁の被保険者台帳では、56年4月の欄にいったん免除の印が押されたものの訂正され、同年7月の欄にあらためて免除の印が押されている。当時、免除申請を行った場合、免除の始期は、国民年金保険料の納付期限内までしかさかのぼれなかったことから、申立人が免除手続をした時期が遅れたため、免除の始期が同年4月にさかのぼれず、同年7月になったことが考えられる。

また、申立期間③の前後で国民年金保険料を免除されている期間は、昭和58年12月に追納しているが、この時点では申立期間③は、時効で納付できない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年1月から同年3月までの期間及び37年7月から38年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年7月から61年3月まで  
年金はいずれ必要になると思い、昭和47年に国民年金に加入して以来、国民年金保険料を納付していた。申立期間当時は、生活も安定していたので保険料を納付できないことはなかった。申立期間が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年にその夫と共に国民年金の加入手続を行い、その後、51年1月に申立人の夫が厚生年金保険に加入した時は国民年金の任意加入被保険者に種別変更していること、国民年金に加入した以降は申立期間を除き国民年金保険料を納付済みであることなどから、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立期間当時、申立人の夫は会社勤めをし、当時の申立人夫婦の経済状況からみて、国民年金保険料を納付できない事情はみられず、申立期間が未納であるのは不自然である。

さらに、申立期間は9か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年5月及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和44年5月及び同年6月  
② 昭和46年4月から47年3月まで  
③ 昭和48年4月から49年3月まで

申立期間①については、私が集金人を通じて夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付した。申立期間②及び③については、昭和48年4月6日にA市役所で国民年金の住所変更手続を行ったときに、職員に過去の未納分を含め3年分の国民年金保険料を納付するように言われ、46年4月から49年3月までの保険料1万9,350円を手元にあったお金で納付した。申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、集金人を通じて夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付したとしているところ、申立人の夫は、申立期間①は納付済みとなっている。

また、申立期間①当時、B市では、集金人による国民年金保険料の収納が行われていたことが確認でき、3か月分ごとに保険料を収納していたことから、申立期間①の2か月分に限って収納しなかったのは不自然であり、行政側の国民年金記録管理に不備があった可能性がある。

さらに、申立期間①は2か月と短期間である。

2 申立期間②及び③について、申立人は、A市役所で国民年金の住所変更手続を行った際、国民年金保険料を一括納付したとしているが、A市では、当時、窓口で過年度保険料を収納しておらず、申立人が住所変更

手続と一括納付した時期は電算化前のため、すぐに転入者の過去の未納分を確認できなかったとしており、申立内容は当時の状況と符合しない。

また、申立期間③のうち昭和 49 年 1 月から同年 3 月までについては、社会保険事務所が保管する申立人の特殊台帳において、時効消滅したことを理由として、還付されたことが記載されていることに加え、還付整理簿には、金額（2,700 円）、納付日（51 年 7 月 26 日）、還付決定日（同年 8 月 31 日）及び支払日（同年 11 月 13 日）が明確に記載されており、この記載内容に不合理な点はなく、申立内容と矛盾する。

さらに、申立人が申立期間②及び③について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月から41年3月まで

申立期間については、夫が会社を辞めると言い出したため将来に不安を覚え、昭和54年9月ころA市で国民年金に加入するとともに、さかのぼって国民年金保険料を特例納付した。特例納付するため、銀行から10万円を下ろしたこと、特例納付して1,000円のおつりをもらったことなどを記憶しており、申立期間が未納であることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、将来に不安を覚え、昭和54年9月ころA市で国民年金に加入するとともに、さかのぼって国民年金保険料を特例納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、54年10月11日に払い出されており、この時期は第3回特例納付実施期間で、申立人の申立期間は強制加入被保険者期間であったことから、申立人が特例納付することは可能である。

また、A市の国民年金被保険者名簿の昭和39年2月から同年9月の欄には、「附則4条、交付11/28、¥32,000」の記載があり、A市において、特例納付の納付書が発行されたことがうかがわれる。

さらに、申立人は、特例納付した時の状況を具体的に記憶しており、申立人が納付したとする額は、申立期間を特例納付した場合の国民年金保険料額の10万4,000円と一致している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から同年12月まで

昭和38年1月に会社を退職し、40年7月にA区役所で国民年金の加入手続をした。その時に、区役所職員から、過去にさかのぼって国民年金保険料を納付できると勧められ、市が発行した納付書を持って金融機関で保険料を納付した。領収証書があるので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年7月にA区役所で国民年金の加入手続を行い、市から発行された納付書で申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したとしているところ、申立人が所持している領収証書から、申立人は、40年8月2日に、申立期間を含む38年1月から39年3月までの期間の国民年金保険料を納付したことが確認できる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付した昭和40年8月2日の時点では、時効で過年度納付できない期間（38年1月から同年6月まで）の保険料が収納されていること、申立人は、申立期間当時は厚生年金保険被保険者の配偶者であることから、本来は国民年金の任意加入被保険者であるが、強制加入被保険者として38年1月にさかのぼり資格を取得していることなど、行政側の事務処理の不備がみられ、領収証書の記載どおりの収納が是とされたものと推認できる。

さらに、申立人は、申立期間以降は60歳になるまで、国民年金保険料を納付済みであり、昭和49年4月から第3号被保険者となる61年3月までは付加保険料も納付していたことから、保険料の納付意欲の高さがうか

がわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年4月から41年1月まで  
② 昭和41年12月から50年3月まで

申立期間①及び②については、隣人から国民年金に加入するよう勧められ、昭和50年12月ころに夫婦二人の国民年金の加入手続を行うとともに、さかのぼって国民年金保険料を納付した。よって、申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、隣人から国民年金に加入するよう勧められ、昭和50年12月ころに夫婦二人の国民年金の加入手続を行うとともに、さかのぼって夫婦二人の国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、50年11月30日に夫婦連番で払い出されており、このころ加入手続を行ったことが確認できる。

また、社会保険庁の記録では、申立期間②のうちの昭和48年1月から50年3月までの期間については、申立人の夫は納付済みになっており、申立人のみが未納であるのは不自然である。

2 一方、申立期間①及び②のうち昭和41年12月から47年12月までの期間については、特例納付でないとは納付できない期間であり、これらの期間を第2回特例納付で納付した場合の国民年金保険料額は9万6,300円になるが、申立人は、夫婦二人分の保険料数万円程度を納付したと述べており、金額が相違する。

また、申立人は、A市B出張所で申立人夫婦の国民年金保険料をさか



のぼって納付したとしているが、当時のA市の広報紙により、A市B出張所では、第2回特例納付の受付を行っていなかったことが推認できることから、申立人が納付したのは、申立人夫婦の昭和48年1月以降の過年度保険料であったと考えるのが自然である。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 32 年 9 月 3 日に A 株式会社（現在は、株式会社 B）において厚生年金保険の被保険者資格を取得し、37 年 4 月 1 日に資格喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められることから、申立期間のうち、申立人に係る同社における厚生年金保険の資格取得日に係る記録を 32 年 9 月 3 日、資格喪失日に係る記録を 37 年 4 月 1 日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額を昭和 32 年 9 月から 33 年 9 月まで 1 万円、33 年 10 月から 35 年 9 月まで 1 万 2,000 円、35 年 10 月から 36 年 3 月まで 1 万 4,000 円、36 年 4 月から 37 年 3 月まで 1 万 8,000 円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 9 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年ころから 41 年ころまで

私は昭和 32 年ころから当時 C 区にあった A 株式会社に勤務し、倉庫係から営業係、営業所所長まで務め、41 年ころまで在籍した。その間厚生年金保険には加入していたはずであり、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

### 1 申立期間のうち、昭和 32 年 9 月 3 日から 37 年 4 月 1 日までの期間については、社会保険事務所が保管する A 株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人に係る基礎年金番号に未統合の厚生年金保険被保険者記録が確認できたことから、申立人が申立事業所において、昭和 32 年 9 月 3 日から 37 年 4 月 1 日までの期間に勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、社会保険庁のマイクロ記録から、昭和 32 年 9 月から 33 年 9 月まで 1 万円、33 年 10 月から 35 年 9 月まで 1 万 2,000 円、35 年 10 月から 36 年 3 月まで 1 万 4,000 円、

36年4月から37年3月まで1万8,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和37年4月1日から41年ころまでについては、申立事業所は申立てどおりの資格取得、資格喪失の届出、保険料の納付を行ったかは不明としており、また元同僚も申立人の申立事業所での在籍を証言しているが、勤務期間、保険料の控除等については不明であるとしている。

また、申立人は申立事業所を退職後直ちに次の事業所であるD株式会社へ入社したかどうかは不明であるとしている上、社会保険事務所が保管する申立事業所の事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、健康保険証の整理番号に欠番は無い。

さらに、申立人に係る雇用保険、申立事業所が加入していた健康保険組合での健康保険の被保険者記録は確認できないことから当該期間については勤務状況を確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、昭和37年4月1日から41年ころまでの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）C支社における資格取得日に係る記録を昭和48年5月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年5月16日から同年6月16日まで

A株式会社に昭和34年3月19日に入社し平成12年8月15日に退社するまで継続して勤務していたが、事業所間の異動時に1か月加入記録が欠落している。同期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

給与支給明細、労働者名簿、社会保険被保険者台帳の記録等により、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和48年5月16日に同社からC支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社C支社における昭和48年6月の社会保険庁の記録から12万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、A株式会社が社員ごとに作成した社会保険被保険者台帳においては、同社C支社における資格取得日は同支社への異動日と同じ昭和48年5月16日と記載されているものの、同支社の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（控）では、資格取得日が同年5月16日から6月16日に訂正されていることから、事業主が申立人に係る資格取得日を誤って

届け出た可能性は否定できない。加えて、事業主が資格取得日を同年5月16日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月16日と訂正して記録するとは考え難いことから、事業主が同年6月16日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和44年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和10年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年3月31日から同年4月1日まで  
昭和44年4月1日付けでA株式会社B営業所からC営業所に転勤になったが、同年3月分の厚生年金保険記録が欠落している。

同一企業内の社内異動で厚生年金保険料も天引きされていたので、同期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

従業員台帳及び雇用保険の記録により、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和44年4月1日付けでB営業所からC営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A株式会社B営業所における社会保険事務所の記録から6万円とすることが妥当である。

なお、申立期間において、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和44年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当

した場合又は保険料を還付した場合を含む。) 、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支社における資格取得日に係る記録を、昭和38年2月20日に、同社C支社における資格取得日に係る記録を、59年3月21日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額を38年2月は1万8,000円、59年3月及び同年4月は41万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年2月20日から同年3月13日まで  
② 昭和59年3月21日から同年5月14日まで

申立期間①についてはA株式会社のC支社からB支社、申立期間②については同社のB支社からC支社への転勤時に発生したものであるが、どちらの場合も継続して勤務していた。このことについては、退職所得の源泉徴収票により証明できる。また、申立期間②については、当時の給与明細書があり、厚生年金保険の保険料が給与から控除されていたことが明白である。

したがって、申立期間①及び②においても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社の精算会社である株式会社Dによれば、A株式会社は、申立人の申立期間①及び②を含めて入社時から退職時まで中断することなく引き続き申立人を雇用しており、その間、厚生年金保険料を給与から継続して控除していたとしている。

また、雇用保険の記録及び退職所得の源泉徴収票からも、申立期間①



及び②を含めて申立人は継続して同社に勤務していたことが確認できるほか、申立人が所持する給与明細書により申立期間②に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、株式会社Dによれば、多くの場合、A株式会社における転勤日は、給与の締切り日の翌日としているのが通例であるとしていることから、昭和38年2月20日に同社C支社からB支社へ、59年3月21日にB支社からC支社へ異動したとするのが妥当である。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁の標準報酬月額の記録により、申立期間①については昭和38年3月の1万8,000円、申立期間②については59年5月の41万円とすることが妥当である。

なお、申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人が主張する申立期間に係る厚生年金保険の被保険者種別については、事業主が、昭和24年1月11日に申立人の被保険者種別を第一種被保険者とし、26年6月21日に第三種被保険者に変更した旨の届出を社会保険事務所に行っていることが認められることから、厚生年金保険被保険者資格の被保険者種別に係る記録を昭和24年1月から26年5月までを第一種被保険者に、26年6月から30年1月までを第三種被保険者に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年1月11日から26年6月1日まで  
② 昭和26年6月1日から30年2月12日まで  
③ 昭和32年1月1日から32年8月5日まで

社会保険庁に厚生年金保険被保険者記録を照会したところA株式会社に勤務した期間のうち16歳(満15歳)から18歳までの期間の被保険者種別が3種、18歳以降の期間が1種となっていた。坑内の仕事は危険職なので18歳未満の者は勤務できないことになっていたため、昭和26年\*月\*日(18歳誕生日の翌日)から、坑内勤務となった。A株式会社に勤務した申立期間①及び②の種別が反対になっている。また、申立期間③については、株式会社BのC出張所で、坑内勤務(3種)であった。申立期間の被保険者種別を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断理由

申立期間①及び②については、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録には、申立人は昭和24年1月11日に資格取得し、「26年\*月\*日坑外」の記載があるため、第三種被保険者から第一種被保険者に種別変更の記録が見られる。

しかし、申立人と同時期に勤務した同僚は入社時から18歳になるまでは坑外で一緒に勤務し、申立人は18歳から坑内勤務となったと証言して

いる。また、他の被保険者についても、18歳未満で第三種被保険者期間は確認できず、18歳を過ぎてから第三種被保険者に変更となっている。

なお、18歳未満の坑内作業の禁止は、労働基準法にも明記されている事項である。

このほか、社会保険事務所保管の被保険者名簿には坑内員の表示は○印となっているが、申立人の記録がある被保険者名簿では、昭和24年1月11日の資格取得時に○印が記載されておらず（第一種被保険者）、26年\*月\*日の種別変更時以降に更新された被保険者名簿には○印が記載されている（第三種被保険者）。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の種別変更に係る記録は有効なものとは認められず、事業主は申立人が主張する昭和24年1月11日に第一種被保険者の資格取得届及び26年\*月\*日に第三種被保険者としての種別変更届を社会保険事務所に対して行ったことが認められる。

一方、申立期間③については、社会保険事務所の株式会社BのC出張所に係る被保険者名簿の記録では、申立人は、第一種被保険者となっているが、申立てに係る同僚等の証言を得ることができなかった。

また、申立人が給与から第三種被保険者としての保険料を事業主により控除されていた事実を確認できる給与明細書及び源泉徴収票は無い。

このほか、当該事業所は既に解散しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間③に係る第三種被保険者としての厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から47年3月までの期間、48年4月から50年3月までの期間、55年4月から56年6月までの期間及び57年4月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年5月から47年3月まで  
② 昭和48年4月から50年3月まで  
③ 昭和55年4月から56年6月まで  
④ 昭和57年4月から58年3月まで

昭和41年に結婚が決まり、同年5月ごろ、A区役所へ結婚手続の説明を受けに行った際、国民年金を納めるよう言われ、国民年金手帳と赤いビニールケースをもらった。保険料は自宅訪問で来ていた区役所の集金人に支払ったと思う。

専業主婦なので、国民健康保険料と国民年金保険料は必ず納付していたので、未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年5月ごろ、A区役所において国民年金の加入手続をして区役所の集金人に保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は47年6月30日に払出されており、この時点で申立期間①の大部分は時効により納付できない期間である上、過年度納付をうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間②及び④については、申立人の夫も未納となっており、申立期間③についてもその夫は申請免除期間となっていることから、申立人のみが納付していたとすることは不自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、別の国民年金手帳記号番号が払い出さ

れていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和38年2月から48年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和7年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年2月から48年2月まで  
年金記録を確認したところ、申立期間について未納とされていたが、申立期間の国民年金保険料は、昭和38年4月にA地に引っ越しをしてきた際、B市役所C出張所で加入手続をして納付したはずであり、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をB市A地に転居してきた昭和38年2月ごろ国民年金に任意加入し納付したはずであると主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは昭和48年3月であり、かつ、申立人の所持する国民年金手帳には48年3月7日に任意加入により資格取得したことが記載されていることから、任意加入者である申立人は申立期間の保険料を遡<sup>さかのぼ</sup>って納付することはできない上、別の手帳記号番号が払い出されていた周辺事情も見当たらない。

また、申立人と一緒にB市役所C出張所で国民年金に加入手続をしたという友人も、申立期間のうち、昭和38年2月から46年8月までの期間が未加入となっていることから、一緒に加入手続をした事実は確認できない上、申立人の申立期間に係る納付方法、納付時期等についての記憶が曖昧<sup>あいまい</sup>である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から同年12月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から同年12月まで  
社会保険事務所で国民年金保険料の納付記録を調べてもらったところ、申立期間については保険料が還付されていると言われたが、自分は還付を受けた記憶は無く、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する領収証書から、昭和50年1月から52年3月までの国民年金保険料は53年2月27日に納付していることが確認でき、この時点において、50年1月から同年12月までの保険料は時効により納付することができない期間であることから、申立期間の保険料が還付されていることについては不自然さはみられない。

また、申立人の特殊台帳と市の被保険者名簿には、時効分の国民年金保険料が還付処理されたことが還付期間や還付金額とともに明確に記載されており、この記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間の国民年金保険料は還付されていないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年11月から9年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月から9年5月まで

私は、翌月に60歳を迎える平成8年\*月ころ、A社会保険事務所で「あと7か月納付すると、300月になる」と任意加入を勧められ、同年\*月\*日にB市役所で任意加入手続を行い、申立期間の7か月分の納付書を作成してもらって納付している。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、60歳に達した平成8年\*月\*日にB市役所で国民年金の任意加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したとしているが、社会保険庁の記録及び申立人が保管している国民年金手帳には任意加入の記録が無く、申立人が60歳到達時に任意加入した形跡がみられない。

また、申立人はB市役所での任意加入手続時に、申立期間の7か月分の保険料の納付書が発行されたとしているが、B市役所によれば、加入手続時点では、翌年度の保険料が未定であること及び電算端末機での納付書発行システムであったことから、任意加入時の納付書の発行は現年度分の平成9年3月分までであったと考えられるとのことであり、次年度となる9年4月分及び同年5月分を含めた7か月分の納付書が発行されたとは考え難い。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 51 年 3 月まで  
結婚してしばらくの間、国民年金に加入していなかったが、昭和 54 年ころ、知人から勧められ A 市役所で国民年金の加入手続をした。加入手続をした時に、市役所職員から、これまでの期間の国民年金保険料をさかのぼって納付できるとの説明を受け、夫婦二人分の保険料 33 万 6,000 円を納付したので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 54 年ころ、A 市役所で国民年金に加入し、市役所職員から、これまでの期間の国民年金保険料をさかのぼって納付できるとの説明を受けたので、国民年金資格取得時にまでさかのぼり、夫婦二人分の国民年金保険料 33 万 6,000 円を納付したとしているが、申立人が納付したとする時期は、第 3 回特例納付実施期間内であるものの、申立期間を特例納付した場合の保険料額は、申立人の分だけでも 57 万 6,000 円となり、申立人の記憶と相違する。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した時期、納付場所等の記憶があいまいである上、A 市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和 54 年 1 月、同年 4 月及び 55 年 6 月に申立期間前後の期間を特例納付又は過年度納付した記録が確認でき、当該記録を疑わせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から53年3月まで  
結婚してしばらくの間、国民年金に加入していなかったが、昭和54年ころ、知人から勧められA市役所で国民年金の加入手続をした。加入手続をした時に、市役所職員から、これまでの期間の国民年金保険料をさかのぼって納付できるとの説明を受け、夫婦二人分の保険料33万6,000円を納付したので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年ころ、A市役所で国民年金に加入し、市役所職員から、これまでの期間の国民年金保険料をさかのぼって納付できるとの説明を受けたので、国民年金資格取得時にさかのぼり、夫婦二人分の国民年金保険料33万6,000円を納付したとしているが、申立人が納付したとする時期は、第3回特例納付実施期間内であるものの、申立期間を特例納付した場合の保険料額は、申立人の分だけでも53万6,000円となり、申立人の記憶と相違する。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付した時期、納付場所等の記憶があいまいである上、A市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和54年4月に申立期間直後の期間を過年度納付した記録が確認でき、当該記録を疑わせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年5月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年5月から47年3月まで  
昭和41年6月ころ、私が盲腸で入院し国民健康保険に加入した時に、妻がA区B出張所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。国民年金加入後は、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年6月ころ、申立人の妻がA区B出張所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、その後、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付したとしているが、国民年金の加入手続を行い保険料を納付したとする妻は、国民年金手帳や納付した保険料額等の記憶があいまいであり、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人夫婦がC市に居住していた昭和47年12月25日以降夫婦連番で払い出されており、申立期間のころ居住していたA区では、国民年金手帳記号番号の払い出しが確認できず、国民年金の加入手続や保険料を納付した形跡が見当たらない。

さらに、申立人の妻も、申立期間のうち、会社を退職した昭和41年5月から47年3月まで未納であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年5月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年5月から47年3月まで

昭和41年6月ころ、夫が盲腸で入院し国民健康保険に加入した時に、A区B出張所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行った。国民年金加入後は、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付していたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年6月ころ、A区B出張所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、その後、夫婦二人分の国民年金保険料を一緒に納付したとしているが、国民年金手帳や納付した保険料額等の記憶があいまいであり、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人夫婦がC市に居住していた昭和47年12月25日以降夫婦連番で払い出されており、申立期間のころ居住していたA区では、国民年金手帳記号番号の払い出しが確認できず、国民年金の加入手続や保険料を納付した形跡が見当たらない。

さらに、申立人の夫も申立期間は未納であり、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 11 月から 48 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 11 月から 48 年 6 月まで

私が 35 歳の時、社会保険庁から 35 歳でも国民年金に加入できるとの通知があったので、国民年金の加入手続を行った。その際、20 歳からこれまでの国民年金保険料も一括で納付できるとのことだったので、近くの郵便局で 9 万 8,000 円を納付した。申立期間が未納であるのは納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち第 2 回特例納付により納付が可能な昭和 36 年 11 月から 48 年 3 月までの期間を特例納付した場合の国民年金保険料額は 12 万 3,300 円であり、申立人が納付したとする 9 万 8,000 円と相違している。

また、申立人が 20 歳からの国民年金保険料を一括納付したとする昭和 50 年は第 2 回特例納付実施期間に該当するが、第 2 回特例納付の納付可能期間は、36 年 4 月から 48 年 3 月までであり、かつ申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された 50 年 9 月の時点では、申立期間のうち、48 年 4 月から同年 6 月までの期間は時効で過年度納付することもできない。

さらに、申立人は、申立期間後にも長期の未納期間がある上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から51年3月まで  
国民年金に加入し国民年金保険料を納付することは、国民の義務だと思ひ、昭和39年3月ころA市で国民年金に加入した。申立期間の前の一時期、自動車運転免許を取得するため、教習所があるB地に住民票を移していたが、両親が妻の分と一緒に集金人に保険料を納付したと思うので、申立期間について妻が納付済みであるのに私が未納であるのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料については、同居していた申立人の両親が申立人夫婦の保険料を納付したとしているが、申立人の両親は既に他界しており、申立人及びその妻は、共に申立期間の保険料の納付について具体的な記憶は無く、納付状況が不明である。

また、A市の被保険者名簿の記録から、申立人は、昭和45年1月16日にA市からC区に転出し、同年4月6日にA市に再転入したことを51年10月22日にA市に届け出たことが読み取れ、A市では、申立人の昭和45年度から50年度までの納付書が発行されなかったことが考えられる。

さらに、A市の国民年金被保険者名簿では、申立人の妻は、昭和51年6月に申立期間直後の同年4月から同年6月までの期間の保険料を納付しているが、申立人は、同年10月に同期間の国民年金保険料を納付しており、納付時期が異なっている。

これら申立内容及びこれまでの収集した関連資料、周辺事情を含めて総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年3月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年3月から44年3月まで  
両親が国民年金に加入し国民年金保険料を納付していることもあり、私も加入するのは当然のことだと思っていたので、20歳になった昭和37年3月に自分で国民年金加入手続をした。申立期間の国民年金保険料も納付したと思っているので、未納となっているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年3月に国民年金加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、社会保険庁の国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、44年9月9日に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立人の別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間中に転居を繰り返したとしているが、その都度国民年金の住所変更手続をした明確な記憶が無い上、国民年金保険料の納付時期及び納付金額に関する記憶もあいまいである。

さらに、申立人は、申立期間のうち過年度保険料として納付可能な期間の国民年金保険料をまとめて納付した記憶が無く、申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年12月まで

昭和36年3月に3回、中年女性が国民年金制度の説明と加入勧奨に来たので、国民年金に加入した。申立期間については、加入手続きをしたときと同じ女性が集金に来ていたので、その女性を通じて国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年3月に国民年金加入手続きを行い、同年4月から国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人の国民年金手帳は同年12月27日に発行されており、申立期間の前後において転居は無いとしていることから、申立人は同年12月ころに国民年金の加入手続きを行ったと考えられ、申立人の別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳が発行された時点で、申立期間は現年度納付が可能な期間であるが、申立人の国民年金手帳には、昭和36年4月から同年12月まで検認印が無く、申立人もさかのぼって納付した記憶は無いと述べている。

さらに、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 47 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 47 年 12 月まで  
申立期間については、昭和 50 年 12 月ころ、妻が夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、さかのぼって国民年金保険料を納付した。よって、申立期間が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 50 年 12 月ころ、その妻が、A 市 B 出張所で申立人夫婦の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料をさかのぼって納付したとしているが、申立人の妻が納付したとする時期は、第 2 回特例納付実施期間中であるものの、納付した保険料額は夫婦二人分で数万円程度であったと述べており、申立期間の保険料を第 2 回特例納付で納付した場合の保険料額 12 万 6,900 円と大きく相違する。

また、当時の A 市の広報紙により、A 市 B 出張所では、第 2 回特例納付の受付を行っていなかったことが推認できることから、申立人の妻が納付したのは、申立人夫婦の昭和 48 年 1 月以降の過年度保険料であったと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和16年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年10月から40年3月まで  
昭和36年当時、A区B地（現在は、A区C地）で和裁の見習いをしていた。その先生から20歳になったら国民年金に加入するよう勧められ、国民年金の加入手続を行ったことを記憶している。また、昭和38年に独立してA区D町に転居後は、区役所出張所で国民年金保険料を納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間中に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、国民年金の加入手続を行った時期、場所、国民年金保険料の納付時期、保険料額等の記憶が曖昧であり国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和40年7月ころ払い出されたと推定できるが、この時点において、申立期間の一部は時効により国民年金保険料を納付することはできず、一部は過年度納付することとなるが、申立人は、過去の保険料をまとめて納付した記憶も無いとしていることから、過年度保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人の別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から45年3月までの期間及び48年2月から59年4月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月から45年3月まで  
② 昭和48年2月から59年4月まで

申立期間については、妻の両親が和菓子店を営んでおり、婚姻と同時に家業を引き継いだ。当時は、事業の経理全般を税理士に委託しており、国民年金保険料の納付もその税理士に任せていた。申立期間については、妻は納付済みになっており自分の分が未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については、家業の経理全般を委託していた税理士が行っていたはずであると主張しているが、当該税理士からは、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付については、記憶が無いとの回答であった。

また、申立期間①及び②はいずれも国民年金の未加入期間であり、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないため、申立期間①及び②において、A区から国民年金手帳が交付され、納付書が発行されたとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間①及び②に係る国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付について直接関与しておらず、また、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い場合、その納付状況等は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年4月1日から19年10月1日まで

申立期間は、A株式会社（B所・C所）で現場作業をしていた。社会保険庁の記録では昭和19年10月1日から20年8月26日までは厚生年金保険の記録があるが、申立期間については働いた記憶があるので厚生年金保険の記録が無いのは納得できない。このことから申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社の所在地、上司及び同僚の氏名等を記憶しており、A株式会社に勤務していたことは推認されるが、A株式会社（現在はD株式会社）は、当時の関係資料を保管していないことから、申立てに係る事実を確認することができなかつた。

また、社会保険庁が保管している厚生年金被保険者払出簿に「㊟」の表示があり、この表示は昭和19年10月1日の制度改正によって被保険者の適用範囲が拡大されたことにより被保険者になったことを表すものであることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立期間当時の上司及び同僚の住所等が不明であることから、その関係者の証言を得ることができず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 9 月 1 日から 54 年 8 月 31 日まで  
年金特別便のお知らせを読んで、A病院での厚生年金保険の記録が、昭和 54 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの 1 か月しか無いのには納得できない。私は、昭和 53 年 9 月 1 日から 54 年 10 月 1 日までA病院に勤務しており、厚生年金保険料が給料から天引きされていました。この期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における当該病院への勤務は、申立人の具体的な供述でうかがえるが、事業主は勤務していたことについて、当時の資料が無いことから不明とし、同僚数名も申立人の勤務について不明としているほか、申立人に係る雇用保険の記録も無い。

また、社会保険事務所が保管する当該病院の健康保険厚生年金保険被保険者原票によれば申立人は、昭和 54 年 9 月 1 日から同年 10 月 26 日（10 月 25 日退職）までの期間については、厚生年金保険の被保険者であることが確認できるものの、申立期間に申立人の名前が見当たらないほか、健康保険証整理番号に欠番は無い。

さらに、当該事業主によると、申立人の厚生年金保険の資格取得、喪失の届出に関しては、申立人の申立てどおりの届出を行っていないこと、また、保険料の納付に関しては、納付したかは不明としている上、同病院から提出を受けた健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届で、昭和 54 年 9 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得し、同資格喪失確認通知書で、54 年 10 月 26 日に資格喪失していることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により、給与

から控除されていたことを確認できる関連資料も無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 7 月 1 日から 39 年 4 月 29 日まで  
(A所)  
② 昭和 40 年 5 月 27 日から 44 年 6 月 11 日まで  
(B株式会社)  
③ 昭和 44 年 7 月 10 日から同年 9 月 3 日まで  
(株式会社C)  
④ 昭和 44 年 10 月 8 日から 45 年 4 月 15 日まで  
(D株式会社)

社会保険庁の記録では、申立期間はいずれも脱退手当金を支給済みとの回答であったが、脱退手当金を受給してはいないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約4か月後の昭和45年8月14日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、社会保険事務所において、申立人の「厚生年金保険脱退手当金支給報告書」が保存されており、同支給報告書の記載内容とオンライン脱退手当金支給記録は一致している。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 7 月から 32 年 9 月まで

私は、申立期間当時、A区のB駅近くにあった「C株式会社」あるいは「D株式会社」という化粧品の製造やそのキャップをメッキしていた会社に勤務していた。事業主はEさんという方で、Fさんというその方の子息も一緒に働いていた。会社の近くにはG大学があったことを覚えている。その会社では厚生年金の保険料を天引きされていたと思うが、納付記録が無く納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A区にあったC株式会社に勤務していたと主張しているところ、当該地にはC株式会社が商業登記されていたことが確認できるが、社会保険庁の記録では、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない。

また、当該事業所は既に解散しており、当時の事業主や総務を担当していた社員は既に死亡している上、元事業主の子息は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所であったこと、給料から保険料を控除していたことは、いずれも不明であると証言している。

さらに、申立人が挙げた当該事業所の同僚などの氏名は、ほとんど名字のみで記憶が乏しく、氏名及び生年月日等により同僚の厚生年金保険被保険者記録を確認することや、連絡先を調査することもできない。

なお、社会保険庁の記録から類似する名称の適用事業所として確認できたC株式会社(H市所在)について、社会保険事務所が保存する当該事業所に係る被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は無く、申立期間中の健康保険の番号の脱落や重複も認められない上、事業主の名前や業種も相異



している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年4月から34年7月1日まで

洋裁学校を卒業したので、その方面に進みたく思っていたところ、新聞の求人広告でA株式会社の社員募集を見つけ、同社に入社した。社会保険庁の記録では、同社の資格取得が昭和34年7月1日となっているが、実際は32年4月1日に入社している。社員である以上、保険料も控除されているはずである。是非調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管するA株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿等によると、同社の新規適用は昭和34年7月1日であり、事業主もこの日から厚生年金保険被保険者資格を取得している。

また、同社は昭和39年3月1日に全喪しており、法人登記簿謄本や除籍謄本などが見当たらないことから、当時の事業主や役員などの所在がわからず、当時の同僚に聴取しても当時の状況については不明とのことで、当時の同社の状況や保険料控除等を確認することができない。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 7 月から同年 12 月まで  
社会保険庁の記録によれば、昭和 40 年 7 月ころから同年 12 月ころまで厚生年金保険被保険者記録が無いとのことだが、当時、A 区 B 地にあった C 株式会社に勤務していたことに間違いがないので、その間厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 区 B 地に所在した C 株式会社に勤務していたと主張するところ、社会保険庁の記録では、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、商業登記がなされていたことの確認もできない。なお、申立当時の電話番号簿からも、C 株式会社の名称での掲載は確認できなかった。

また、申立人は申立期間の一部に充当する昭和 40 年 4 月から 42 年 8 月までの間、国民年金保険料を納付している上、申立人が C 株式会社から厚生年金保険の保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無く、申立てに係る事実を確認できる周辺事情も見当たらない。

なお、社会保険庁のオンライン記録から、A 区に存在した類似する名称の適用事業所として D 有限会社及び株式会社 E が確認でき、また、A 区 F 館から提出された申立て当時の地図帳から、申立人が記憶する A 区 B 地には G 株式会社が存在し、かつ社会保険庁の記録からも適用事業所として認められることから、当該 3 事業所に係る被保険者名簿を確認したが、いずれの名簿からも申立期間において、申立人の氏名は無く、健康保険の番号の脱落や重複も認められない。

このほか、申立人が挙げた同僚の氏名の記憶は名字のみであり、該当者

を特定できないことから、当時の状況等について供述を得ることもできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 11 月 1 日から 55 年 4 月 1 日まで  
申立期間についてはA株式会社に継続勤務していたので、被保険者期間を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業主の供述等から、申立人が申立期間当時、A株式会社に勤務していたこととはうかがえるものの、同社では申立期間当時の関係資料は保存していないとしており、同僚等から申立人の保険料控除についての具体的な供述を得られないなど、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実は確認できない。

また、社会保険事務所が保管するA株式会社に係る事業所別被保険者名簿に記載の申立人の被保険者資格喪失日及び取得日は、社会保険庁のオンライン記録と一致する。

なお、申立人のA株式会社における雇用保険被保険者記録によると、申立人の離職日は昭和 54 年 10 月 31 日となっており、厚生年金保険の被保険者資格をいったん喪失した同年 11 月 1 日と一致し、申立期間における雇用保険の加入記録は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 25 年 6 月から 36 年 6 月まで  
昭和 25 年から A 店で事務員として働き、36 年 6 月まで勤務していた。  
厚生年金保険料は給与から引かれていたため、この期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立当時の同僚の証言により、申立人が A 店に勤務していたことはいくつかあるものの、社会保険庁の記録では、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立期間当時の事業主には、B 所及び C 株式会社 D 営業所において厚生年金保険被保険者期間があることから、社会保険事務所が保管する当該両事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、当時の事業主は既に他界しており、事業主の親族は申立期間当時の関係資料は無いとしている上、C 株式会社でも申立期間当時の資料は保存していないとしているなど、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年5月13日から33年9月1日まで

A株式会社（現在は、B株式会社）には昭和32年5月から平成7年12月まで勤務していた。申立期間の加入記録が欠落しているので、当該期間も被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B株式会社が保管する乗務員台帳により、申立人が申立期間当時、同社に勤務していたことは確認できるものの、社会保険事務所が保管する同社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている申立人の資格取得日は社会保険庁のオンライン記録と一致しており、申立期間の同名簿において申立人の氏名は確認できない。

また、B株式会社では、当時の保険料控除に係る資料は保存していないとしているなど、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、B株式会社における被保険者資格取得日が、申立人と同一日である複数の同僚について、同僚が入社したとする日から資格取得する日までの期間について確認したところ、いずれも3か月から51か月となっている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 2 月から同年 7 月まで  
申立期間当時は株式会社Aに勤務していたので、被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立当時の同僚等の証言により、申立人が申立期間当時、株式会社Aに勤務していたことはうかがえるものの、社会保険事務所が保管する同社の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は確認できない上、申立期間に係る同名簿において健康保険の番号欄の欠番も無い。

また、株式会社Aは既に解散しており、同社において当時の関係資料も保存されていないなど、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、申立人より数か月前に入社したとする申立人の兄の厚生年金保険の資格取得日は、入社から4か月以上経過した昭和33年4月1日となっている。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 9 月から同年 11 月まで  
申立期間は、株式会社Aに勤めていたもので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言により、申立人が株式会社Aに勤務していたことはうかがえるものの、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立期間中に申立人の氏名は確認できない上、同原票において健保番号の欠番も無い。

また、株式会社Aは、現在休業しており、同社において当時の関係資料は保存されておらず、当時の事業主も既に他界しているなど、申立内容に係る事実を確認する関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 5 月 30 日から同年 6 月 1 日まで  
平成 14 年 5 月から 6 月にかけて厚生年金保険や健康保険が途切れることのないよう注意して、株式会社Aからの転職先であるB株式会社の入社を6月1日とし、土曜日にもかかわらず採用してもらった。しかし、同年5月が厚生年金保険の被保険者期間からもれているのは、納得できない。当該期間についても被保険者であったことを認めてほしい。  
また、中途退職にて生じた端数日数を加算すると 32 日あるので、これを1か月分として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が、平成 12 年 5 月 31 日から平成 14 年 5 月 29 日までの間、株式会社Aの取締役として勤務していたこと及び14年5月29日に同取締役を退任し同月30日に被保険者資格を喪失したことは、同社からの提出資料および商業登記簿により確認できる。

また、平成 14 年 4 月分の厚生年金保険料の控除については申立人から給与明細書の写しが、事業主から給与控除額資料が提出されており、厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる。

しかし、平成 14 年 5 月分については、同給与控除額資料をみる限り、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できない。

なお、事業主の保管する厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、平成14年5月30日に資格喪失とされており、届出が適正に行われていることが確認できる。

このほか、申立期間の申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。